

【風水害】

時間
災害発生前

		部局（平常及び災害時）		三役	議会事務局／監査委員事務局	市長公室		総合政策部		総務部／会計管理組織							
		災害対策本部		本部	議会班	総括班	渉外広報班	情報収集班	市民外国人支援班・調査応急対策班	文書班	職員班	財政班	被書調査班	会計班			
		平常組織（課単位）		—	議会事務局／監査委員事務局	危機管理課	秘書課／シティブロモーション推進課	企画調整課／行政改革課／情報政策課	市民活動推進課／各地域市民センター	総務課	人事課	財政課／管財課／契約検査課	税務課	会計課			
		参集先		—	甲賀市役所庁舎	甲賀市役所庁舎	甲賀市役所庁舎	甲賀市役所庁舎	甲賀市役所庁舎／各地域市民センター	甲賀市役所庁舎	甲賀市役所庁舎	甲賀市役所庁舎	甲賀市役所庁舎	甲賀市役所庁舎			
		自動的配備基準	選択的配備基準	配備内容													
警戒体制	準備体制			○次の注意報の1以上が発表され、市長が必要と認めるとき ・レベル2大雨注意報 ・レベル2土砂災害注意報 ・レベル2氾濫注意報 ○市内の洪水予報(河川が水防団待機水位を超えることが確実となったとき)	(情報収集)防災気象情報等を入力し、気象状況の進展を見守る ・気象情報の収集			○準備体制設置 ○災害情報（気象情報）の収集 ○連絡体制の準備									
	第1号体制			○以下の情報が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき ・気象解説情報(線状降水帯半日予測) ※発表は滋賀県北部/滋賀県南部の単位 ・市内の洪水予報(河川が氾濫注意水位(レベル2水位)を超えることが確実となったとき) ○台風情報で、台風の暴風域が12時間以内に市町村にかかると予想され、かつ市内に被害が発生するおそれがあるとき	(初動準備)警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する段階 ・住民やインフラ状況の把握 ・市民や報道機関への情報発信			○第一号体制設置 ○全職員に配備体制（風水害）を連絡する（第一号体制以上）			○連絡体制の準備【総務課】	○災害に従事する職員の動員に関する【人事課】	○連絡体制の準備【財政課・管財課、契約検査課】				
	第2号体制			○以下の情報が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき ・暴風警報 ・大雪警報 ・暴風雪警報 ・気象防災速報『線状降水帯直前予測』(発表は滋賀県北部/滋賀県南部) ・気象防災速報『竜巻注意/竜巻目撃』(発表は滋賀県北部/滋賀県南部) ・市内の洪水予報(河川が避難判断水位(レベル3水位)を超えることが確実となったとき) ○台風情報で、台風の暴風域が6時間以内に市町村にかかると予想され、かつ市内に被害が発生するおそれがあるとき	(応急対策活動)警戒レベル3高齢者等避難を発令した段階 ・避難行動支援と避難場所の確保			○第二号体制設置 ○県等公共機関への被害状況報告に関する【シティブロモーション推進課】 ○消防団（水防団）に関する【シティブロモーション推進課】 ○市民に対する情報周知に関する【シティブロモーション推進課】 ○災害警戒本部設置準備 ○災害警戒本部会議に関する【シティブロモーション推進課】	○災害情報（気象情報）の収集【企画調整課・行政改革課・情報政策課】 ○連絡体制の準備【企画調整課・行政改革課・情報政策課】 ○市民に対する情報周知に関する【シティブロモーション推進課】	○災害情報（気象情報）の収集【企画調整課・行政改革課・情報政策課】 ○道路、河川、下水道、水道等の被害の連絡調整に関する【シティブロモーション推進課】 ○災害対策本部体制に向けた連絡体制の準備		○災害に従事する職員の動員に関する【人事課】					
災害警戒本部体制			○次の危険警報の1以上が発表されたとき ・レベル4大雨危険警報 ・レベル4土砂災害危険警報 ・レベル4氾濫危険警報	○次の特別警報の1以上が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき ・暴風特別警報 ・大雪特別警報 ・暴風雪特別警報 ○台風の接近により市内に大きな被害が発生するおそれがあるとき ○気象防災速報(記録的短時間大雨)が発表されたとき ※発表は市町単位 ○気象防災速報(線状降水帯発生)が発表されたとき ※発表は滋賀県北部/滋賀県南部	(応急対策活動)警戒レベル4避難指示を発令した段階 ・関係機関との連絡調整 ・軽微な応急対策活動			○災害警戒本部設置【副市長】 ●公印の管理に関する【議会事務局／監査委員事務局】	○県、警察、消防署等の防災関係機関との連絡調整に関する【シティブロモーション推進課】 ○災害警戒本部の設置に関する【秘書課】 ○災害対策本部設置準備 ●消防及び水防に関する【シティブロモーション推進課】 ●防災及び災害対策本部に関する【シティブロモーション推進課】 ●緊急情報伝達システムの管理に関する【シティブロモーション推進課】 ●緊急時対応に関する【シティブロモーション推進課】	○被害にかかるとの広報に関する【シティブロモーション推進課】 ○被害状況の情報収集及び取りまとめに関する【企画調整課・行政改革課・情報政策課】 ○各部局への情報提供に関する【企画調整課・行政改革課・情報政策課】 ○災害にかかるとの広報に関する【シティブロモーション推進課】 ○情報セキュリティに関する【情報政策課】 ●地域情報基盤の管理及び運営に関する【情報政策課】 ●業務システムの運用管理に関する【情報政策課】	○避難誘導の連絡調整に関する【シティブロモーション推進課】 ○市民との連絡調整に関する【シティブロモーション推進課】 ●市税、使用料、手数料、その他収入の収納に関する【各地域市民センター】 ●自治振興会、区及び自治会の支援及び運営に関する【各地域市民センター】 ●印章の登録に関する【各地域市民センター】 ●理火葬許可書の発行及び火葬場の使用予約に関する【各地域市民センター】 ●住民基本台帳カード及び公的個人認証に関する【各地域市民センター】 ●後期高齢者医療制度に係る諸届け及び申請の受付、保険料に係る相談、並びに被保険者証等の交付に関する【各地域市民センター】	●文書の收受、審査及び送達すること【総務課】 ●公印の管理に関する【総務課】	○広報用車両及び災害時対応用車両の確保及び配車に関する【管財課、契約検査課】 ●庁舎内の維持及び管理に関する【管財課】 ●市有自動車の運行及び管理に関する【管財課】 ●物品の調達に関する【管財課】	○現金、有価証券の出納保管に関する【管財課、契約検査課】 ●現金の記録管理に関する【管財課】			
3時間	災害発生			○次の特別警報の1以上が発表されたとき ・レベル5大雨特別警報 ・レベル5土砂災害特別警報 ・レベル5氾濫特別警報	○市内に大きな被害が発生するおそれがある、又は発生した場合で、全庁を挙げて救助、避難、復旧にあたる必要があると市長が認めるとき	(災害対応)警戒レベル5緊急安確保の発令を検討する段階 ・被害状況の把握 ・重大な応急対策活動		○災害対策本部設置【市長】 ○市議会等の連絡調整に関する【議会事務局】 ○他班への応援に関する【議会事務局／監査委員事務局】	○甲賀市役所庁舎及び各施設の通信機能の確認と回線の確保 ○総合政策部の調整に関する【企画調整課】 ○甲賀市役所庁舎及び各施設の通信機能の確認と回線の確保 ○所管施設の被害調査・応急手当に関する【シティブロモーション推進課】 ○被災地の各種疎情及び慰問、見舞に関する【秘書課】	○災害の記録、撮影に関する【シティブロモーション推進課】 ○所管施設の被害調査・応急手当に関する【シティブロモーション推進課】 ○被災地の各種疎情及び慰問、見舞に関する【秘書課】	○甲賀市役所庁舎及び各施設の通信機能の確認と回線の確保 ○総合政策部の調整に関する【企画調整課】 ○被災者の窓口に関する【シティブロモーション推進課】 ○外国人通訳（相談）に関する【市民活動推進課】 ○会計班との調整に関する【シティブロモーション推進課】	○災害時多言語情報センターに関する【シティブロモーション推進課】 ○所管施設の災害復旧に関する【シティブロモーション推進課】 ○被災者窓口に関する【シティブロモーション推進課】 ○外国人通訳（相談）に関する【市民活動推進課】 ○会計班との調整に関する【シティブロモーション推進課】	○総務部内の調整に関する【総務課】 ○災害関係文書、物品の收受配分及び送達に関する【総務課】	○参集していない職員の安否確認に関する【人事課】 ○避難者乗降の人員調整に関する【人事課】 ○災害派遣職員の見分取扱いに関する【人事課】 ○公務災害補償に関する【人事課】 ○公務災害補償に関する【人事課】 ○市有財産（行政財産を除く。）の管理に関する【管財課、契約検査課】	○物資調達配給班との調整に関する【管財課、契約検査課】 ○災害減免及び猶予に関する【管財課、契約検査課】 ○災害関係の発行に関する【管財課、契約検査課】 ○災害関係の予算に関する【財政課】 ○市有財産（行政財産を除く。）の管理に関する【管財課、契約検査課】	○建物被害認定調査に関する【管財課、契約検査課】 ○災害減免及び猶予に関する【管財課、契約検査課】 ○災害関係の発行に関する【管財課、契約検査課】 ○災害関係経費の支出に関する【管財課、契約検査課】	○災害時に必要な物品の出納に関する【管財課、契約検査課】 ○義援金の受け入れ、保管に関する【管財課、契約検査課】 ○災害関係経費の支出に関する【管財課、契約検査課】
24時間				○市の優先業務				●国民保護に関する【シティブロモーション推進課】	●部の連絡調整及び部長に関する【企画調整課】	●地域コミュニティの支援に関する【市民活動推進課】	●文書の保存及び庁内の文書管理に関する【総務課】 ●部の連絡調整及び部長に関する【シティブロモーション推進課】 ●個人情報保護に関する【総務課】	●職員の衛生管理及び安全衛生に関する【人事課】 ●職員（非常勤を含む。）の公務災害補償に関する【人事課】	●職員の勤務条件に関する【人事課】 ●職員の給与に関する【人事課】 ●職員の共済、福利及び厚生に関する【人事課】	●市税等の収納に関する【管財課、契約検査課】			
72時間				○市の優先業務				●国民保護に関する【シティブロモーション推進課】	●部の連絡調整及び部長に関する【企画調整課】	●地域コミュニティの支援に関する【市民活動推進課】	●職員の衛生管理及び安全衛生に関する【人事課】 ●職員（非常勤を含む。）の公務災害補償に関する【人事課】	●職員の勤務条件に関する【人事課】 ●職員の給与に関する【人事課】 ●職員の共済、福利及び厚生に関する【人事課】	●市税等の収納に関する【管財課、契約検査課】				

その他の優先継続業務

完了時間(災害発生後)
3時間以内業務
24時間以内業務
72時間以内業務
○：災害対策業務
●：優先継続業務

【留意事項】
※職員の不足及び過多については、まず部内での調整を行い、それでも不足する時は、職員班により人員の把握及び調整を行う。
※災害警戒本部体制を設け、業務を実施する。
※1つの課が2つの班に人員を配備する場合は、半数ずつ配備する。
※原則、課長以下の職員の継続配備は13時間を最大とする交替制とする。（所属長の判断により夜間等の職員数を少なくする等して職員を確保する。）

※左記の時間軸と体制配備の設置時間は必ずしも一致しない。
※災害警戒本部体制以上は、出勤伝達を待たず、自主参集とする。
※施設職員は所属長より指示のあった場合に参集する。
※小規模状態が見込まれる場合は、所属長は職員に休養を指示する。
※囲み(□)の内容は、重要な他機関との連携及び人員の連携に関するもの。
※原則、課長以下の職員の継続配備は13時間を最大とする交替制とする。（所属長の判断により夜間等の職員数を少なくする等して職員を確保する。）

【留意事項】
※職員の不足及び過多については、まず部内での調整を行い、それでも不足する時は、職員班により人員の把握及び調整を行う。
※地震時の業務は被害の状況により異なるため、被害の大きい場合には、災害対策本部体制を設け、業務を実施する。
※1つの課が2つの班に人員を配備する場合は、半数ずつ配備する。
※囲み(□)の内容は、重要な他機関との連携及び人員の連携に関するもの。
※原則、課長以下の職員の継続配備は13時間を最大とする交替制とする。（所属長の判断により夜間等の職員数を少なくする等して職員を確保する。）

※左記の時間軸と体制配備の設置時間は必ずしも一致しない。
※災害警戒本部体制以上は、出勤伝達を待たず、自主参集とする。
※施設職員は所属長より指示のあった場合に参集する。
※小規模状態が見込まれる場合は、所属長は職員に休養を指示する。
※囲み(□)の内容は、重要な他機関との連携及び人員の連携に関するもの。
※原則、課長以下の職員の継続配備は13時間を最大とする交替制とする。（所属長の判断により夜間等の職員数を少なくする等して職員を確保する。）

【風水害】

時間
災害発生前

災害発生

3時間

24時間

72時間

【風水害】		部局（平常及び災害時）		市民環境部			健康福祉部			こども政策部		産業経済部/農業委員会事務局		建設部/都市政策部		
災害対策本部		参集先		避難所対策班	市民生活班	環境班	福祉救援班	救護班	病院班	こども支援班	農村対応班	物資搬送配給班	道路河川対応班	住宅対応班		
平常組織（課単位）		参集先		市民課①/保険年金課	市民課②/人権推進課	生活環境課/環境未来都市推進課	地域共生社会推進課/生活支援課/障がい福祉課/高齢福祉課	介護保険課/健康医療政策課	信楽中央病院		子育て政策課	農業振興課/林業振興課	商工労政課/観光企画推進課/農業委員会事務局	建設管理課/建設事業課/交通政策課	住宅建築課/都市計画課/都市基盤整備課	
体制		自動的配備基準	選択的配備基準	配備内容		配備内容		配備内容		配備内容		配備内容		配備内容		
警戒体制	準備体制		○次の注意報の1以上が発表され、市長が必要と認めるとき ・レベル2大雨注意報 ・レベル2土砂災害注意報 ・レベル2氾濫注意報 ○市内の洪水予報が河川が水防団待機水位を超えることが確実となったとき	(情報収集)防災気象情報等を入力し、気象状況の進展を見守る ・気象情報の収集	○連絡体制の準備【市民課・保険年金課】										○災害情報（気象情報）の収集【建設管理課・建設事業課】 ○連絡体制の準備【建設管理課・建設事業課・交通政策課】	
	第1号体制	○時系列情報（毎日定時発表：5時、11時、17時、23時）で6時間後にレベル3以上の警戒レベル相当情報が想定され、かつ早期注意情報（大雨、土砂災害、6時間間隔）で警戒レベルが「高」であるとき	○以下の情報が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき ・気象解説情報（線状降水帯半日予測） ※発表は滋賀県北部/滋賀県南部の単位 ・市内の洪水予報が河川が氾濫注意水位（レベル2水位）を超えることが確実となったとき ○台風情報で、台風の暴風域が12時間以内に市町村にかかると予想され、かつ市内に被害が発生するおそれがあるとき	(初動準備)警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する段階 ・住民やインフラ状況の把握 ・市民や報道機関への情報発信	○避難所対応に関する事 ○市内避難所の総括に関する事【保険年金課】	○連絡体制の準備 ○避難者の健康相談に関する事	○連絡体制の準備 ○避難者の健康相談に関する事	○連絡体制の準備 ○避難者の健康相談に関する事	○連絡体制の準備【信楽中央病院】 ○救急医療に関する事【信楽中央病院】	○連絡体制の準備【子育て政策課・子育て支援課・家庭児童相談課・発達支援課・保育幼稚園課】						○連絡体制の準備【子育て政策課・観光企画推進課・農業委員会事務局】
	第2号体制	○次の警戒レベル1以上が発表されたとき ・レベル3大雨警戒 ・レベル3土砂災害警戒 ・レベル3氾濫警戒	○以下の情報が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき ・暴風警戒 ・大雪警戒 ・暴風雪警戒 ・暴風雪警戒 ・気象防災速報『線状降水帯直前予測』（発表は滋賀県北部/滋賀県南部） ・気象防災速報『竜巻注意/竜巻目撃』（発表は滋賀県北部/滋賀県南部） ○市内の洪水予報が河川が氾濫判断水位（レベル3水位）を超えることが確実となったとき ○台風情報で、台風の暴風域が6時間以内に市町村にかかると予想され、かつ市内に被害が発生するおそれがあるとき	(応急対策活動)警戒レベル3高齢者等避難を発令した段階 ・避難行動支援と避難場所の確保	○連絡体制の準備【市民課・人権推進課】	○連絡体制の準備	○高齢者、障がい者等への救援に関する事【地域共生社会推進課】 ○高齢者、障がい者への救援に関する事【福祉救援班との調整、協力】 ○高齢者、障がい福祉課・生活支援課 ○避難行動要支援者名簿登録者の確認に関する事【高齢福祉課・障がい福祉課・地域共生社会推進課】	○高齢者、障がい者への救援に関する事【福祉救援班との調整、協力】 ○介護保険課・健康医療政策課	○連絡体制の準備【信楽中央病院】 ○救急医療に関する事【信楽中央病院】	○避難所対策班との協力・連携に関する事【子育て政策課・子育て支援課・家庭児童相談課・発達支援課・保育幼稚園課】 ○要配慮者（児童等）への救援に関する事【介護班との調整、協力】 ○家庭児童相談課	○農林水産関係被害状況調査に関する事【林業振興課・農業振興課】 ○道路河川対応班及び上下水道部との連携に関する事【林業振興課・農業振興課】	○連絡体制の準備【商工労政課・観光企画推進課・農業委員会事務局】	○道路、河川等関係の被害状況調査に関する事【建設管理課・建設事業課】 ○通行不能箇所の調査及び対策に関する事【警察との連携】 【建設管理課】	○連絡体制の準備【都市計画課・都市基盤整備課・住宅建築課】		
災害警戒本部隊体制	○次の危険警戒レベル1以上が発表されたとき ・レベル4大雨危険警戒 ・レベル4土砂災害危険警戒 ・レベル4氾濫危険警戒	○次の特別警戒レベル1以上が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき ・暴風特別警戒 ・大雪特別警戒 ・暴風雪特別警戒 ○台風の接近により市内に大きな被害が発生するおそれがあるとき ○気象防災速報（記録的短時間大雨）が発表されたとき ※発表は市町単位 ○気象防災速報（線状降水帯）が発表されたとき ※発表は滋賀県北部/滋賀県南部	(応急対策活動)警戒レベル4避難指示を発令した段階 ・関係機関との連絡調整 ・軽微な応急対策活動	●国民健康保険被保険者の資格に関する事【保険年金課】 ●後期高齢者医療被保険者の資格に関する事【保険年金課】 ●福祉医療に関する事【保険年金課】 ○印鑑の登録に関する事【市民課】 ○埋火葬の許可及び火葬場の使用に関する事【市民課】 ●住民基本台帳に関する事【市民課】 ●住民基本台帳ネットワークシステム及び公的個人認証に関する事【市民課】	●尿汲み取りに関する事【生活環境課】 ●雑居に関する事【生活環境課】 ●火葬場の管理運営に関する事【生活環境課】 ●一般廃棄物の収集及び処理計画に関する事【生活環境課】 ●衛生センターに関する事【生活環境課】	●避難行動要支援者に関する事【地域共生社会推進課】 ●福祉避難所に関する事【地域共生社会推進課】 ●障害を理由とする差別の解消及び障害者虐待（防止）に関する事【障がい福祉課】 ●高齢者生活支援事業に関する事【高齢福祉課】 ●高齢者虐待（防止）に関する事【高齢福祉課】	○救急機関（消防署等）との連絡調整に関する事【健康医療政策課】 ○保健センターの運営及び事業実施並びに管理に関する事【健康医療政策課】 ○保健師の統括に関する事【健康医療政策課】 ○医療機関との連絡調整に関する事【健康医療政策課】 ●診療所の管理運営に関する事【健康医療政策課】 ●防犯及び感染症予防に関する事【健康医療政策課】	●公印の保管に関する事	●児童虐待に関する事【家庭児童相談課】 ●ドメスティック・バイオレンスに関する事【家庭児童相談課】	○所轄避難施設の対応に関する事【林業振興課・農業振興課】 ●農地及び農業用施設災害復旧に関する事【農業振興課】	○避難生活・食料物資の調達、配給に関する事【商工労政課】 ●ドメスティック・バイオレンスに関する事【家庭児童相談課】 ●公印に関する事【農業委員会事務局】	○所轄避難施設の対応に関する事【都市計画課・都市基盤整備課・住宅建築課】				
災害対策本部隊体制	○次の特別警戒レベル1以上が発表されたとき ・レベル5大雨特別警戒 ・レベル5土砂災害特別警戒 ・レベル5氾濫特別警戒	○市内に大きな被害が発生するおそれがある、又は発生した場合で、全庁を挙げて救助、避難、復旧にあたる必要があると市長が認めるとき	(災害対応)警戒レベル5緊急安ん全確保の発令を検討する段階 ・被害状況の把握 ・重大な応急対策活動	○市民環境部内の調整に関する事【市民課】 ○所管施設の災害復旧に関する事【人権推進課】 ○原処理に関する事 ○遺体の安置に関する事 ○廃棄物の処理に関する事 ○廃棄物処理の協力応援体制に関する事 ○身元不明者等の理葬・火葬に関する事	○所管施設の災害復旧に関する事【生活環境課】 ○生活環境の汚染拡大防止に関する事【生活環境課】 ○し尿処理に関する事 ○遺体の安置に関する事 ○廃棄物の処理に関する事 ○廃棄物処理の協力応援体制に関する事 ○身元不明者等の理葬・火葬に関する事	○健康福祉部内の調整に関する事【地域共生社会推進課】 ○所管施設の災害復旧に関する事【地域共生社会推進課・高齢福祉課・障がい福祉課】 ○災害ボランティア（福祉関係）の統括に関する事【地域共生社会推進課】 ○福祉避難所に関する事【地域共生社会推進課・高齢福祉課・障がい福祉課】 ○日赤奉仕団との調整に関する事【地域共生社会推進課】 ○行方不明者等の捜索、収容に関する事【生活支援課】 ○社会福祉協議会との連絡調整に関する事【地域共生社会推進課】 ○要配慮者の救援状況の確認、情報収集【生活支援課・障がい福祉課・高齢福祉課】 ○被災者及び支援者への支援に関する事【地域共生社会推進課】 ○被災者見舞金及び災害弔慰金の支給に関する事【地域共生社会推進課】 ○災害復旧資金の貸付に関する事【地域共生社会推進課】	○医療機関及び保健所との連絡調整に関する事【健康医療政策課】 ○所管施設の災害復旧に関する事【介護保険課・健康医療政策課】 ○医療費サポートボランティアに関する事【健康医療政策課】 ○感染症予防対策に関する事【健康医療政策課】 ○医療機関及び保健所の設置運営に関する事【健康医療政策課】 ○医療機械、医薬品等の需給調整及び救護に係る医療資源の受領、保管及び配分に関する事【健康医療政策課】	○病院施設の被害調査に関する事【信楽中央病院】 ○病院施設の災害復旧に関する事【信楽中央病院】	○所管施設の災害復旧に関する事【子育て政策課・子育て支援課・家庭児童相談課・発達支援課・保育幼稚園課】 ○要配慮者（児童等）の救援状況の確認、情報収集【家庭児童相談課】	○農林水産施設（直轄管理農林）の被害情報収集及び安全確保に関する事【林業振興課・農業振興課】 ○農地前線に関する事【農業振興課】 ○農林水産施設の災害復旧に関する事【林業振興課・農業振興課】 ○林地前線に関する事【林業振興課】	○産業経済部内の調整に関する事【商工労政課】 ○所管施設の災害復旧に関する事【商工労政課・観光企画推進課・農業委員会事務局】 ○避難世帯への生活、食料物資の調達、配給に関する事【商工労政課・観光企画推進課・農業委員会事務局】 ○白赤奉仕団、給食センターとの食料調達に関する事【商工労政課・観光企画推進課】 ○簡機品（医薬品、医療機材、建築資材等の特定品を除く。）受け入れに関する事【商工労政課】	○建設部内の調整に関する事【建設事業課】 ○緊急輸送道路確保に関する事【建設管理課】 ○建設業者等への応援依頼等、連絡調整に関する事【建設事業課】 ○被害住宅相談及び診断に関する事【住宅建築課】 ○宅地前線対策に関する事【都市計画課・都市基盤整備課】	○所管施設の被害調査に関する事【都市計画課・都市基盤整備課・住宅建築課】 ○所管施設の災害復旧に関する事【都市計画課・都市基盤整備課・住宅建築課】 ○被害住宅相談及び診断に関する事【住宅建築課】 ○宅地前線対策に関する事【都市計画課・都市基盤整備課】			
その他の優先継ぎ続業務				【高】優先度	●中長期に留者及び特別永住者の住居地届出に関する事 ●戸籍、除籍、原戸籍及び附票に関する事	●中長期に留者及び特別永住者の住居地届出に関する事 ●戸籍、除籍、原戸籍及び附票に関する事	●予防接種に関する事【健康医療政策課】 ●自治体病院の支援及び連携に関する事【健康医療政策課】 ●診療録の保存に関する事	●病院財産の管理に関する事 ●診療収入の測定及び請求に関する事 ●診療録の保存に関する事	●乳幼児教育・保育に関する事【保育幼稚園課】 ●母子保健に関する事【子育て政策課】 ●教育・保育施設内の安全、保健及び衛生に関する事【保育幼稚園課】	●園体との連絡調整に関する事【農業振興課】 ●林業関係団体との連絡調整に関する事【林業振興課】 ●林道台帳及び林地台帳の整備保管に関する事【林業振興課】	●部の連絡調整及び部長に関する事【商工労政課】					
				【低】優先度	●診療報酬及び保険給付に関する事【保険年金課】 ●国民年金保険料の免除申請に関する事【保険年金課】 ●在日外国人福祉給付金の支給に関する事【保険年金課】 ●後期高齢者医療の給付に関する事【保険年金課】	●住民基本台帳に係る総合窓口に関する事【市民課】 ●中長期に留者及び特別永住者の住居地届出に係る総合窓口に関する事【市民課】 ●戸籍に係る総合窓口に関する事【市民課】 ●個人番号カードの普及啓発に関する事【市民課】 ●戸籍に係る届出に関する事【市民課】	●診療機械及び器具並びに分類薬品の請求及び保管に関する事 ●診断書その他診療上の証明に関する事 ●入院、外来患者の診療記録の整備及び保管に関する事 ●検査の記録、データ等の管理に関する事	●乳幼児教育・保育に関する事【子育て政策課】 ●子ども家庭センター（母子保健機能）に関する事【子育て政策課】 ●育陽福祉に関する事【子育て政策課】 ●園の給食等に関する事【保育幼稚園課】	●農業者関係団体との連絡調整に関する事【商工労政課】	●商工労働関係団体との連絡調整に関する事【商工労政課】	●公園及び緑地の維持管理等に関する事【建設管理課】					

完了時間(災害発生後)
3時間以内業務
24時間以内業務
72時間以内業務
○：災害対策業務
●：優先継続業務

【留意事項】
※職員の不足及び過多については、まず部内での調整を行い、それでも不足する時は、職員班により人員の把握及び調整を行う。
※地震時の業務は被害の状況により異なるため、被害の大きい場合には、災害対策本部体制を設け、業務を実施する。
※1つの課が2つの班に人員を配備する場合は、半数ずつ配備する。
※原則、課長以下の職員の継続配備は13時間を最大とする交替制とする。（所属長の判断により夜間等の職員数を少なくする等して職員を確保する。）

【留意事項】
※職員の不足及び過多については、まず部内での調整を行い、それでも不足する時は、職員班により人員の把握及び調整を行う。
※地震時の業務は被害の状況により異なるため、被害の大きい場合には、災害対策本部体制を設け、業務を実施する。
※小規模状況が見込まれる場合は、所属長は、※囲み(口)の内容は、重要な他機関との連携※原則、課長以下の職員の継続配備は13時間を最大とする交替制とする。（所属長の判断により夜間等の職員数を少なくする等して職員を確保する。）

【風水害】

時間
災害発生前

災害発生

3時間

24時間

72時間

部局（平常及び災害時）		上下水道部		教育委員会事務局			
災害対策本部		上水道班	下水道班	学校教育班	社会施設班	食料支援班	
平常組織（課単位）		上水道課／上下水道総務課①	下水道課／上下水道総務課②	教育総務課／学校教育課	社会教育課／文化スポーツ課／歴史文化財課	教育総務課 各学校給食センター ※所長長の指示により参集	
参集先		甲賀市役所庁舎	甲賀市役所庁舎	甲賀市役所庁舎	甲賀市役所庁舎	各学校給食センター	
体制	自動的配備基準	選択的配備基準	配備内容				
警戒体制	準備体制	○次の注意報の1以上が発表され、市長が必要と認めるとき ・レベル2大雨注意報 ・レベル2土砂災害注意報 ・レベル2氾濫注意報 ○市内の洪水予報河川が水防団待機水位を超えることが確実となったとき	(情報収集)防災気象情報等を入力し、気象状況の進展を見守る ・気象情報の収集				
	第1号体制	○時系列情報(毎日定時発表:5時、11時、17時、23時)で6時間後にレベル3以上の警戒レベル相当情報が想定され、かつ早期注意報(大雨、土砂災害、6時間間隔)で警戒レベル「高」であるとき ○気象解説情報(線状降水帯半日予測) ※発表は滋賀県北部/滋賀県南部の単位 ・市内の洪水予報河川が氾濫注意水位(レベル2水位)を超えることが確実となったとき ○台風情報で、台風の暴風域が12時間以内に市町村にかかると予想され、かつ市内に被害が発生するおそれがあるとき	(初動準備)警戒レベル3高齢者等避難の発令を検討する段階 ・住民やインフラ状況の把握 ・市民や報道機関への情報発信	○連絡体制の準備【上水道課・上下水道総務課】 ○連絡体制の準備【下水道課・上下水道総務課】	○災害情報(気象情報)の収集 【教育総務課・学校教育課】 ○連絡体制の準備【教育総務課・学校教育課】 ○避難所開設に伴う情報収集【教育総務課】		
	第2号体制	○次の情報の発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき ・暴風警報 ・大雪警報 ・暴風雪警報 ・気象防災速報『線状降水帯直前予測』(発表は滋賀県北部/滋賀県南部) ・気象防災速報『竜巻注意/竜巻目撃』(発表は滋賀県北部/滋賀県南部) ・市内の洪水予報河川が避難判断水位(レベル3水位)を超えることが確実となったとき ○台風情報で、台風の暴風域が6時間以内に市町村にかかると予想され、かつ市内に被害が発生するおそれがあるとき	(応急対策活動) 警戒レベル3高齢者等避難を発令した段階 ・避難行動支援と避難場所の確保	○水道施設の被害調査に関する こと【上水道課】	○学校施設の被害調査に関する こと【教育総務課】 ○教育関係施設の避難所に関する こと【教育総務課】 ○教育委員会内の調整に関する こと【教育総務課】 ○避難所対策班との協力・連携 に関する こと【教育総務課・学校教育課】	○連絡体制の準備【社会教育課・文化スポーツ課・歴史文化財課】 ○所管施設の被害調査に関する こと【社会教育課・文化スポーツ課・歴史文化財課】 ○避難所対策班との協力・連携 に関する こと【社会教育課・文化スポーツ課・歴史文化財課】	
災害警戒本部位制	○次の危険警報の1以上が発表されたとき ・レベル4大雨危険警報 ・レベル4土砂災害危険警報 ・レベル4氾濫危険警報	○次の特別警報の1以上が発表され、本市に影響を受ける可能性が高いと市長が認めるとき ・暴風特別警報 ・大雪特別警報 ・暴風雪特別警報 ○台風の接近により市内に大きな被害が発生するおそれがあるとき ○気象防災速報(記録的短時間大雨)が発表されたとき ※発表は市町単位 ○気象防災速報(線状降水帯発生)が発表されたとき ※発表は滋賀県北部/滋賀県南部	(応急対策活動) 警戒レベル4避難指示を発令した段階 ・関係機関との連絡調整 ・軽微な応急対策活動	●水道施設の維持管理に関する こと【上水道課】 ●公印の管理に関すること【上下水道総務課】	●下水道に係る終末処理場、管 道及び中継ポンプ施設の維持管 理に関すること【下水道課】 ●公印の管理に関すること【上 下水道総務課】 ●公印の管理に関すること【上 下水道総務課】	●公印の管理に関すること【教 育総務課】	
災害対策本部位制	○次の特別警報の1以上が発表されたとき ・レベル5大雨特別警報 ・レベル5土砂災害特別警報 ・レベル5氾濫特別警報	○市内に大きな被害が発生するおそれがある、又は発生した場合で、全庁を挙げて救助、避難、復旧にあたる必要があると市長が認めるとき	(災害対応)警戒レベル5緊急安 全確保の発令を検討する段階 ・被害状況の把握 ・重大な応急対策活動	○上下水道部内の調整に関する こと【上水道課】 ○飲料水の市民への供給に関する こと【上水道課】 ○緊急配水器材等の調達に関する こと【上水道課】 ○水道施設の災害復旧に関する こと【上水道課】 ○他の地方公共団体等からの応 援受付及び応援要請に関する こと【上水道課】 ○緊急事業による配給水の広報 に関する こと【上水道課】 ○下水道に係る相談に関する こと【上水道課】	○下水道施設の被害調査に関する こと【下水道課】 ○下水道施設の災害復旧に関する こと【下水道課】 ○下水道に係る相談に関する こと【下水道課】	○学校施設の災害復旧に関する こと【教育総務課】 ○教育関係義援金の受領、保管 及び配分に関する こと【教育総 務課】 ○所管施設の災害復旧に関する こと【社会教育課・文化スポー ツ課・歴史文化財課】 ○関係施設の避難所に関する こと【社会教育課・文化スポー ツ課・歴史文化財課】	○学校給食センターの管理運営 に関する こと【教育総務課】 ○他の給食センターとの連絡調 整に関する こと ○物資調達配給班との調整に関 する こと ○食料支援に関する こと
その他の優先継続業務		うち優先度「高」	●水道開閉栓に関する こと【上下水道総務課】 ●水質の保全・検査に関する こと【上水道課】	●下水道使用開始及び休止に関 する こと【上下水道総務課】	●学校の安全、保健衛生及び環 境衛生に関する こと【学校教育 課】		
			うち優先度「低」	●室内排水設備及び水洗化に関 する こと【下水道課】	●特別支援教育関係機関との連 絡調整に関する こと【学校教育 課】	●歴史民俗資料館等の管理運営 に関する こと【歴史文化財課】 ●紫雲楽堂跡関連遺跡群調査事 務所(以下「調査事務所」とい う。)の管理運営に関する こと【歴史文化財課】	

完了時間(災害発生後)
3時間以内業務
24時間以内業務
72時間以内業務
○：災害対策業務
●：優先継続業務

・ずしも一致しない。
・たず、自主参集とする。
・参集する。
・職員に休憩を指示する。
及び人員の連携に関するもの。
して職員を確保する。)

